

犯罪被害者週間

(期間：11月25日から12月1日まで)



犯罪被害者週間

平戸警察署では犯罪被害者等の被害回復・軽減などを図るため、関係機関と連携し、被害者の視点に立ったきめ細やかな支援活動を行っています。

犯罪被害者支援に、みなさまの御理解と御協力をお願いします。

犯罪被害者等給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により“死亡・重傷病・障害”という重大な被害を受けた犯罪被害者や遺族に対する給付制度があります。詳しくは下記の間合せ先まで。

平戸警察署 0950-22-3110

長崎県警察本部警務部犯罪被害者支援係 095-820-0110 (代)